

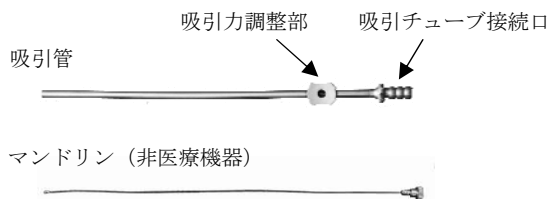
機械器具 32 医療用吸引器
一般医療機器 再使用可能な汎用吸引チップ 38749000

吸引管(0914)

【形状・構造及び原理等】

1. 形状

代表的写真



2. 原材料：ステンレス鋼

3. 原理

吸引配管又は電動式吸引器等に接続して得られた陰圧によって、体液、血液等を吸引する。

【使用目的又は効果】

手術又は治療時に吸引器具に接続し、吸引を調節する器具をいう。本品は汎用吸引チップで、再使用可能である。

【使用方法等】

1. 使用方法

- 1) 使用前に、必ず洗浄・滅菌する。134℃/5分の高圧蒸気滅菌条件を推奨する。
- 2) 吸引チューブ接続口からマンドリンを取り外す。
- 3) 吸引チューブ接続口に、吸引用チューブ及び吸引配管（又は電動式吸引器等）を接続する。
- 4) 先端を使用部位に接触させる。
- 5) 吸引器の吸引力を必要な強さに調整する。吸引力調整部にある吸引力調整孔の塞ぎ具合で、吸引力を調整することができる。
- 6) 片手で吸引管を持ち、吸引力調整孔を指で塞ぎ、先端部分より血液等を吸引する。

2. 組み合わせて使用する医療機器

本品は、吸引用チューブ（販売名：医療用チューブ 届出番号：27B1X00051000009 又は販売名：BONIMED サクションチューブ 届出番号：27B1X00024000045）及び吸引配管（又は電動式吸引器等）と併用して使用できる。

**【使用上の注意】

1. 重要な基本的注意

- 1) 本品をクロイツフェルト・ヤコブ病（CJD）患者、又はその疑いのある患者に使用した場合は、クロイツフェルト・ヤコブ病（CJD）に関する国内規制及びガイドライン等を遵守すること。
- 2) 電気メスを用いた接触凝固は行わないこと [術者が感電・熱傷の危険又は器具表面を損傷する可能性がある]。

2. その他の注意

- 1) 吸引管内への異物の付着等によりじゅうぶん機能しない場合、付属のマンドリンを用いて異物を除去すること。
- 2) 器具を保護する保守油が塗布されているので、適切な油除去を行ってから滅菌処理を行うこと [油が付着したまま高圧蒸気滅菌を行うと、器具が変色する可能性がある]。

【保守・点検に係る事項】

1. 洗浄・消毒、滅菌

- 1) 汚れが乾燥し落ちにくくなるのを防ぐため、付着した血液・体液・組織・薬品等は直ちに洗浄し、消毒する。
- 2) 汚染除去に用いる洗剤は、洗浄方法に適したものを選択し、その適正濃度と取扱方法を守る。中性洗剤を推奨する。
- 3) 超音波洗浄装置・ウォッシャー・ディスインフェクター等の洗浄装置で洗浄する場合、吸引管とマンドリンを分解し、汚れが落ちやすい状態でバスケット等に収納して処理する。
- 4) 金属タワシ、クレンザー（磨き粉）等は、器具表面を損傷するので使用を避ける。
- 5) 仕上げすぎには、精製水・脱イオン水・濾過水等の使用を推奨する。
- 6) 洗浄後は、腐食防止のために直ちに乾燥する。

2. 点検

滅菌前、使用前に汚れ・破損・変形等を点検する。

**【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：村中医療器株式会社

TEL 0725-53-5546

<http://www.muranaka.co.jp/>

製造業者：ヒルプロ インスツルメンツ社 パキスタン

Hilbro Instruments (Pvt) Ltd.